

令和8年4月1日

# 社会医療法人 凌雲会

## 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい職場環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
2. 内 容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。  
男性職員・・・1年度に1人以上取得すること  
女性職員・・・取得率100%を維持すること

<対策>

- 随時 育児・介護休業法改正の都度、役職者研修会を実施
- 随時 男性職員の配偶者が出産した場合、育児休業取得についてのパンフレットを配布、説明する

目標2：全部署における1ヶ月平均時間外労働時間を1人あたり10時間未満を目指す

<対策>

- 毎月末 部署毎の時間外労働を集計し、責任者へ報告  
特に多い職員がいる場合には、働き方について見直し等促す